





多重債務者相談強化キャンペーン2014フォローアップアンケート【回答一覧】

都道府県名	Q11										Q11⑨(具体的な方法)	Q12(ポスターについて御意見・御要望)	Q13(今後のキャンペーンのあり方等について御意見・御要望)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩			
北海道	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	ラジオスポットCMの放送(道内3社 (12/17~21)) 新聞広告の掲載(北海道新聞 全道版朝刊(12/20))	—	弁護士会や司法書士会では常設の無料相談が整備されてきたため、あらためて期間を設定して相談会を行う意味合いが薄れている。窓口PRを集中的に行う手法にシフトしていくべきではないか。
青森県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	年間を通じて行政機関を始め各関係機関で法律無料相談等を実施していることや、消費生活相談体制の整備が進められてきている中、キャンペーン期間中の無料相談会への相談者は数名にとどまるなど効果が薄いと感じる。常設の相談窓口の周知について充実を図ることが潜在的な多重債務者支援策として有効ではないかと思われる。
岩手県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
宮城県	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	出前講座で広報活動等を行っている。	—	平成22年6月に改正貸金業法が完全施行となり、全国的に相談件数は激減している状況である。当県においても、相談件数は減少している状況である。これらを見ても、国を挙げた多重債務問題対策が相応の成果をあげたものと考えられます。しかしながら、多重債務の問題は、県民の生活破綻を招く恐れのある重要な問題であるため、今後も継続的な多重債務問題対策を講じていく必要があることから、引き続き重点課題の一つとして対応していく必要があると考える。
秋田県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	多重債務相談件数は減少してきたが、まだ相談されることのないケースもあると思われるので、今後も継続して「多重債務者相談キャンペーン」を開催していく必要があると考える。
山形県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
福島県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	少し地味に思われる。	多重債務について一定の相談があることから、引き続きキャンペーンを実施し周知を図る必要がある。
茨城県	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	—	—	—
栃木県	×	○	×	×	×	○	×	×	○	×	県域ラジオ局での番組放送	—	消費生活センター等の常設の相談窓口が整備されてきていることから、特別の無料相談会の開催よりも、窓口の周知広報に重点を置くべきと考える。
群馬県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
埼玉県	×	○	×	○	×	×	×	×	○	×	競輪場で啓発物品を配布	—	—
千葉県	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	無料相談会、啓発資料の展示(パネル展示、DVD放映、パンフレット)等	—	—
東京都	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	—	—	—
神奈川県	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	ヤミ金融を管轄する部署が作成したメモ帳(「かわらないで! ヤミ金融」)を相談者及び会場にて配布した。	昨年度のポスターの西暦年を変更しただけなので、キャンペーンとしてPRしたい文言やデザイン・色あいなどは検討されないのか。また、「法テラスとは・」が真ん中に記されているため、法テラスの業務周知のポスターと誤解を与えていないかと思う。	多重債務者の相談件数が大幅に減少していることや、恒常的な相談窓口で相談対応が可能のため、相談会について見直し(実施の有無、他機関との連携によるワンストップ相談等)が必要な状況となっている。また、アンケートの項目については、内容の集計を正確にするためにも、実施前にお知らせいただきたい。
新潟県	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	—	—	借金だけで解決しない相談者の問題に対し、総合相談として対応していくことが必要と考える。
富山県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
石川県	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	—	—	多重債務相談件数は、当県でも年々減少しており、キャンペーン実施に係る事務と比べて無料相談会実施の効果は薄いと感じている。(H26期間中の無料相談会7回相談件数9件)キャンペーンの内容見直しや廃止を検討し、常設の相談窓口の周知を図るほうが有効ではないかと考える。
福井県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
山梨県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	キャンペーン中に全国で共通して活用できる周知リーフレット等の配布をお願いしたい。
長野県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
岐阜県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	—	—
静岡県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	金融庁が模範的にヤミ金利用防止のポスター、リーフレットを作成し、配付していただければ、本県としても、広報活動に協力し、支援したい。	平成22年6月18日の改正貸金業法の完全施行以降、多重債務者相談件数が、減少傾向を強め、当時の2割程度に推移しているため、本県は、広報活動は強化したが、通常の消費生活相談体制で多重債務者相談に取り組むこととした。今後キャンペーンで多重債務相談の周知と、弁護士派遣による無料相談会の開催をしていきたい。(市町意見) これまで「多重債務者相談」として広報し、数年間相談者がなかったが、今回「お金の悩み相談」として広報したところ、2名の相談者が来場した。
愛知県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
三重県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
滋賀県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	ポスターに肝心な期間(9/1~12/31)の記載がないのは何故か。前年とまったく同じデザインだったが、多重債務相談件数が減少する中、潜在的な多重債務者の掘り起こしを図るのであれば、もっと目を引くデザインやコピーを考えてほしい。	多重債務相談件数が減少する中、今後も同様の取組を継続するのか。前年度も自治体から要望がなされていたが、厚生労働省の生活困窮者対策等との連携などは考えているか。
京都府	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
大阪府	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	—	—	—
兵庫県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
奈良県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	電話による案内だけでなく、金融庁のキャンペーンウェブサイトのURLの掲載や、QRコードの掲載、「○○○○ で検索」などのウェブサイトでの案内を誘導する表示を掲載してはどうか。	—
和歌山県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
鳥取県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	—	—
島根県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
岡山県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
広島県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	行政機関、法テラス、弁護士会、司法書士会などで定期的に無料相談を実施していることや、県内各市町で多重債務相談を含めた消費生活相談を受ける体制が整備されていることから、キャンペーン期間中にあえて無料相談会を開催するよりは、常設の相談窓口の広報を充実させる方が有効であると思う。
山口県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
徳島県	×	○	×	×	×	○	×	×	○	×	ラジオによる情報提供	デザインが単調であるためアピールに欠ける	対症療法的な対応も大切だが、幼少期からの消費者教育の充実が最も重要であるため、学校教育や子育て支援施策の中にもしっかりと位置づけし、進めていただきたい。
香川県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	県が実施している無料相談会について、県弁護士会や県司法書士会、法テラスが無料相談会を定期的に実施している中で、県が実施する意義が薄れてきている。
愛媛県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
高知県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
福岡県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
佐賀県	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	—	—	—
長崎県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	実施年を変えるだけでなく、前年と違うポスターを作製してもらいたい。	多重債務の相談については、弁護士会、司法書士会や消費生活センターなどが通年で実施しており、十分な相談体制がとられていることから、当該キャンペーンについては縮小・廃止の方向で検討していただきたい。Q11については電話相談で面談による相談会は実施していない。
熊本県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
大分県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	テレビCMで全国的な広報をお願いしたい。
宮崎県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—	—	—
鹿児島県	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	—	—	生活困窮者自立支援法の施行に伴う市町村との連携等についての検討。
沖縄県	×	○	×	×	○	×	○	×	×	×	—	—	—
合計	4	8	2	2	4	7	3	3	6	28	—	—	—